

公共施設に関する市民アンケート調査結果

市の公共施設の多くは老朽化が進み、改修などの更新時期を迎える中、今後、人口減による税減収などによりすべての施設を維持管理することは一層厳しくなると予測されます。

市では、今後の公共施設のあり方を方向づける「公共施設再生基本計画」の策定を進めています。

この度、その計画策定にあたって市民の皆さんの考えを把握するため行った市民アンケートの結果がまとまりました（無作為抽出により2,000世帯を対象に実施。回答世帯603世帯、回答率30.15%）。

回答内容(抜粋)は次のとおりです。詳細は市ホームページまたは情報公開コーナーで閲覧できます。

公共施設の量や設備に関する意識

選択項目	量(%)	設備(%)
満足	12.2	7.5
どちらかといえば満足	26.5	21.3
どちらかといえば不満	12.5	12.5
不満	4.5	7.1
使わないのでわからない	28.4	30.5
無回答	15.9	21.1

同じ機能を持つ公共施設が東西の両方に存在するケース

選択項目	%
東西両方で存続させるべき	16.6
利用率が低ければ東西での存続は必要ない	74.2
無回答	9.2

パブリック・コメント手続制度

男女共同参画推進条例骨子（案）にご意見を

市では、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、「舞鶴市男女共同参画推進条例」の制定を進めています。このたび、条例の骨子（案）がまとまりましたので、市パブリックコメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。骨子（案）の概要は右表のとおり。

◆**提出方法** 様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市男女共同参画推進条例骨子（案）に対する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、電子メールで人権啓発推進室へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

◆**募集期間** 3月1日(土)～31日(月)

◆**骨子（案）の公表場所** 同室、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、フリースタイル舞鶴、各公民館、大浦・城南会館、東・西図書館、各市民交流センターで閲覧可。市ホームページにも掲載。

◆**提出された意見の取り扱い** 提出された意見などを

今後の公共施設の保有規模

選択項目	%
足りないのでさらに増やすべき	1.6
現状維持を優先	10.7
人口や税収に見合った数に減らすべき	53.9
積極的に減らすべき	13.3
使わないのでわからない	12.2
無回答	8.1

施設を減らす場合、どのような施設を減らすべきか

選択項目	%
同じ機能で複数ある施設	20.8
利用者が少ない、利用率が低い施設	25.9
赤字、経費が少ない、利用率が低い施設	17.2
公共性が低い施設	10.4
一部の人がしか使用しない施設	13.9
無回答	11.8

施設を減らす場合、廃止以外でどのように減らすべきか

選択項目	%
同じ機能で複数ある施設を統合	32.3
利用者が少ない、利用率が低い施設に移転集約	26.1
建替え時に面積を縮小	2.9
民間運営が可能なものは民間に委譲	14.7
廃校等地域コミュニティ活動の核となる施設に移転集約	7.5
無回答	16.4

▶詳しくは、管財契約課（☎66・1045）へ。

骨子（案）の概要

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ◆性別による差別的取り扱いを受けることなく、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる機会が均等に確保されること ◆制度や慣行が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼすことがないように配慮されること ◆あらゆる分野での意思決定の場に男女が対等に参画する機会が確保されること ◆ワークライフバランスが保たれること ◆男女共同参画を阻害する暴力的行為の根絶 など
市、市民、事業者、教育に携わる者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ◆市…市民、事業者および教育に携わる者と協働し、男女共同参画の推進に関する施策を実施する ◆市民、事業者、教育に携わる者…男女共同参画を推進するよう努めるとともに市が実施する施策に協力するよう努める
市が実施する施策	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画計画の策定 ◆推進体制の整備 ◆ポジティブ・アクションの促進 ◆市民活動への支援など ◆性別による人権侵害の禁止、被害者の支援 ◆男女共同参画審議会の設置

考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します（氏名などは公表しません）。

▶詳しくは、人権啓発推進室（☎66・1022、FAX 66・1015）へ。

お詫び

源泉所得税の徴収漏れと還付加算金の未払いについて

このたび、舞鶴税務署から源泉所得税の自己点検の依頼を受け調査しましたところ、個人事業主へ支払った委託料について一部源泉徴収漏れがあることが判明いたしました。

また、他自治体における還付加算金の算定誤りの報道を受け、本市の事務処理を確認しましたところ、市府民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料などで還付加算金の一部が未払いであることも判明いたしました。

該当する皆様に、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような誤りが生じないよう関係法令等の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。

舞鶴市長 多々見 良三

源泉所得税の徴収漏れについて

《原因》

市が発注した業務で、測量士や建築士、土地家屋調査士などに支払う委託料の源泉徴収事務について、支払先の個人事業主を源泉徴収の必要のない事業所（法人）と誤って認識し源泉徴収をしなかったため。

《徴収漏れの金額と件数》

◆**点検対象期間**…平成21年1月1日～25年12月31日

◆**徴収不足額合計**…1,501万5,747円(14個人事業主、75件)

《今後の対応》

◆舞鶴税務署に報告し、徴収不足額は3月末を目途に市が納付

◆徴収不足額は個人事業主に返還を求める

◆延滞税と不納付加算税は税額の確定後に市が納付

《再発防止に向けて》

◆源泉徴収制度の周知徹底を図り、研修会などを開催する

◆法人か個人事業主であるかなど点検の強化に努める

還付加算金の未払いについて

《原因》

市府民税の還付事務において還付加算金を計算する際、地方税法の規定に基づき期間計算の始期を「納付があった日の翌日」とすべきところを「更正（減額）の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」と誤って解釈し、本来よりも短い日数で計算。還付加算金の額を本来の額より少なく計算していました。また、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料に関しましても、同様に未払いとなっていたものです。

《未払いの還付加算金の金額と件数》

◆**市府民税**…335万円(761件、376人)

◆**国民健康保険料**…23万円(73件、67人)

◆**後期高齢者医療保険料**…2万円(9件、9人)

◆**下水道使用料**…8万円(2件、2人)

※下水道使用料は井戸水利用に関する使用人数調査により判明したもの

《今後の対応》

判明した還付加算金は、該当する皆様にお詫びのご案内を送付し、速やかにお支払いします。

【お問い合わせ先】

◆源泉所得税は会計課（☎66・1000）へ。

◆市府民税は税務課納税係（☎66・1026）へ。

◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は保険医療課徴収総括係（☎66・1007）へ。

◆下水道使用料は下水道総務課総務係（☎66・1028）へ。